

あけまして
おめでとう
ございます



税務と経営

編集 発行人
税 理 士

村野 幸 司

事務所 〒639-2102
奈良県葛城市東室123番地1
TEL 0745 (69) 8282
FAX 0745 (69) 7377
自宅 0745 (69) 2174

1月

(睦月) JANUARY

1日・元日 14日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	.	.

ワンポイント ビールと税率

正月はお酒を飲む機会が増え、ビールの飲酒量も増えそうです。ところで、酒税法でビールは、麦芽、ホップ等が原料のアルコール分20度未満のものとして規定され1klにつき22万円が課税されます。ただし、ビールと同じ発泡性酒類でも、発泡酒、第3のビールの税率は段階的に低く、最低では1kl 8万円です。

1月の税務と労務

- 国 税 / 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税 / 報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
1月31日
- 国 税 / 源泉徴収票の交付、提出
1月31日
- 国 税 / 12月分源泉所得税の納付
1月10日
(納期の特例を受けている事業所の7~12月分は1月21日)
- 国 税 / 11月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等)
1月31日
- 国 税 / 5月決算法人の中間申告
1月31日
- 国 税 / 2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告
(年3回の場合)
1月31日
- 地方税 / 固定資産税の償却資産に関する申告
1月31日
- 地方税 / 給与支払報告書の提出
1月31日
- 労 務 / 労働保険料の納付(第3期分)
1月31日
(労働保険事務組合委託の場合2月14日まで)

計画

資金繰りの見直し

結果

原因

対策

分析

景気の動向が不透明な中、会社の資金繰りに頭を悩ませている経営者の方もいらっしゃるのではないだろうか。

1 資金繰りの見直し

資金繰りの見直しは、経営改善の余地がないかどうかを探すことから始まります。金融機関からの借入れに頼らざるを得ない場合もありますが、まずは資金繰りを悪化させている要因を探し出し、日々の工夫や交渉で改善していきます。

① 資金繰り表の作成

収入と支出を一覧にして収支の過不足が分かる表を作成します。資金繰り表を作成することによって会社の資金状況を把握することができます。最低でも三ヶ月先の資金予測を立てるため、毎月必ず資金繰り表を作成し、頭の中で三ヶ月先までのキャッシュの流れのイメージを持った上で経営判断できるようにします。また、資金繰り表には将来予測の欄のほか過去の実績の欄を設けると、予測と実績の対比ができます。毎月必ず結果を検証するクセをつけることで、毎月の資金予測が正確なものであったか検証できるの

と同時に、資金予測の正確性を高めることが可能になります。

つまり、計画↓結果↓原因↓分析↓対策↓計画といったサイクルを繰り返すことによつて、財務面でのリスクを減らし、安定した経営体制の基盤を作ることができます。

② 資金ショート時期の把握

資金繰り表によつて近い将来の資金が回るかどうか、又はいつ資金ショートが起ころうなのかわかりますので、その対応を考えます。

③ 資金繰りの工夫

日々のちよつとした工夫で資金繰りを楽にすることができます。

- ・ 手形の金額は小額に分けて振り出してもらおう
- ↓ 状況に応じて現金化できず
- ・ 取引先への支払期日を延ばす
- ↓ 資金の余裕ができます
- ・ 売掛金の回収を早める
- ↓ 資金の余裕ができます
- ・ 棚卸しを定期的に行い在庫状況を把握する
- ↓ 無駄な仕入が減り回転率が上がります
- ・ 固定費を見直す（家賃の値下げ・リース物件の再リース）
- ↓ 固定費が下がります
- ・ また、売掛金の管理を徹底する、無理な設備投資はしない、「現金の収支」と「事業の損益」を別に考えることも重要となります。

2 緊急時の対処法

↳ リスケジュール

資金繰りが悪化してきたときに通常の処理をしては、資金ショートが発生してしまいま

す。そのときは、事業を継続するのに支障が出ないよう、支払いの優先順位を決めた緊急の資金繰りを検討します。

手形支払の決済、取引先への支払い、従業員への給与の支払いなどを優先的に行い、金融機関への返済については、支払い延長のためのリスケジュール（債務の返済条件の変更）を検討します。

資金繰りがどうしても厳しい状況に陥った場合、リスケジュールを行い、年間の返済額と借入返済能力とのバランスをとることも一つの方法です。無理して支払わずに思い切って支払いを止めてしまうという方法です。金融機関には、毎月の元金返済を半年程度猶予してもらうように調整を依頼します。これは、緊急時の支払いの優先順位を考慮したやむを得ない行為といえます。

支払猶予を獲得すれば、新規に資金調達した場合と同じような効果がありますので、資金に余裕ができ、経営はかなり改善します。心理的重圧も減りますので、考えも前向きになります。

この間に、どうしたら売り上げがアップするのか、不採算部門をどのように処理するのかといった、利益に結びつく経営改善を考えることができます。

リスケジュールの交渉は、次のような手続で進めていきます。

「融資先が今後も支払いを続ける意志があり、融資した金額を回収できる可能性がある」と金融機関が判断すれば、リスケジュールに承諾してくれます。

そのためには、返済可能なプランを作成する必要があります。また、リスケジュールを承諾してもらえるような「前向き」な計画書も必要です。経費の節減や利益を生み出す体質作りなど、会社の前向きな姿勢を示す経営改善計画書を添付しましょう。単に、「経営が苦しいので返済を猶予してください」とお願いするより、改善計画書があったほうが、金融機関も稟議を通しやすくなります。

また、金融機関から断られても簡単に引き下がらず、粘り強く交渉することが重要です。金融機関からの問い合わせや資料請求には早急に対応しましょう。

〈リスケジュールの手順〉

- (1) 必要書類の作成
返済条件変更依頼書・事業計画書（経営改善計画書）・資金繰り表
- (2) 金融機関とのアポイントメント
メインバンクからスタートし、原則として取引がある全金融機関が対象となります
- (3) 金融機関との交渉
状況の説明・計画書等の説明
- (4) 金融機関の審査
二週間程度を想定、金融機関からの融資条件をそのまま飲まない（交渉の余地があります）
- (5) 開始日の確定
開始後も定期的に達成度の審査があります

3

中小企業の資金繰り支援策 「セーフティネット保証制度」

中小企業の資金繰り支援策としては、景気対応緊急保証、セーフティネット保証5号などがあります。

セーフティネット保証5号とは、業況の悪化している業種を指定し、その業種に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠で借入額の一〇〇%を、保証率概ね一%以下で保証する制度です。

認定基準は、指定業種に属する事業を行っており、

① 最近三か月間の月平均売上高等が前年同期比五%以上減少の中小企業者。

② 製品等原価のうち二〇%を占める原油等の仕入価格が二〇%以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

③ 円高の影響によって、原則として最近一か月の売上高等が前年同月比で一〇%以上減少し、かつ、その後二か月を含む三か月間の月平均売上高等が前年同期比で十%以上減少することが見込まれる中小企業者。

となっております。

新年のご挨拶



明けましておめでとうございます。

消費税率が平成26年4月1日（施行日）以後の譲渡等から8%に引き上げられます。ただし、住宅の場合は経過措置が設けられ、本年9月30日までの間に締結した工事の請負契約に基づき施行日以後に譲渡される住宅については、改正前の5%の税率が適用されます。

本年1月から、役員勤続年数が5年以下の会社役員については、退職所得の2分の1課税が廃止されますが、見直しが国税だけでなく地方税にも適用され、加えて退職所得に係る個人住民税の10%税額控除も廃止されます（従業員も対象）ので注意が必要です。

4月1日からは希望者全員の雇用確保を図るための改正高年齢者雇用安定法が施行されます。ポイントは、65歳未満の定年を定めている事業主が、継続雇用制度を導入する場合、対象者を限定する基準を労使協定で定めることができる仕組みが廃止されることです。ただし、3月31日までに基準を設けているときには、一定期間その基準を適用できる経過措置があります。

皆様のご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

会費や入会金の消費税

同業者団体や組合などに支払う会費や組合費などが課税仕入れになるかどうかは、その団体から受ける役務の提供などと支払う会費などとの間に明らかな対価関係があるかどうかによって判定します。

セミナーや講座などの会費は、講義や講演の役務の提供などの対価ですから課税仕入れとなりますが、判定が困難なものについては、その会費などを支払う事業者とその会費などを受ける同業者団体や組合などの双方が、その会費などを役務の提供や資産の譲渡等の対価に当たらないものとして継続して処理している場合はその処理が認められます。この場合、同業者団体や組合などは、そのことを会費などを支払う者に通知します。

また、その団体の業務運営に必要な通常会費は、一般的には対価関係がないので、課税仕入れとならず、仕入税額控除の対象にはなりません。

源泉所得税額を納め過ぎたとき

源泉徴収義務者が、源泉徴収税額の計算誤りや支払額が戻還等により過大であったため返還を受けたなどの理由で源泉所得税額を納め過ぎたときには、「源泉所得税の誤納額還付請求書」を作成し、誤りが生じた事実を記載した帳簿書類の写しを添付して、源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出することで過誤納金の還付を請求することができます。

また、誤って納めた源泉所得税が給与や賞与に係るものであるときは、前記還付請求書に代えて「源泉所得税の誤納額充当届出書」を提出することで、その過誤納金に相当する金額を、届出書を提出した日以後に納付すべきこととなる給与や賞与に対する源泉徴収税額から控除することができます。